○財務省令第六十三号

歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）第四条及び第六条第一項の規定に基づき、大正五年勅令第二百五十六号第六条第一項による証券の納付に関する制限を定める省令及び証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

財務大臣　片山さつき

大正五年勅令第二百五十六号第六条第一項による証券の納付に関する制限を定める省令及び証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則の一部を改正する省令

（大正五年勅令第二百五十六号第六条第一項による証券の納付に関する制限を定める省令の一部改正）

第一条　大正五年勅令第二百五十六号第六条第一項による証券の納付に関する制限を定める省令（大正五年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［②　略］	［②　同上］
［③］　日本銀行本店、支店又ハ代理店若ハ歳入代理店ガ受領スル小切手ハ其ノ支払場所ガ当該小切手ヲ受領スル日本銀行本店、支店又ハ代理店若ハ歳入代理店ト同一デアルコトヲ要ス	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則の一部改正）

第二条　証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則（大正五年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
一　証券ノ支払場所ガ払込又ハ送付サルル日本銀行本店、支店又ハ代理店（郵便貯金銀行ノ営業所及ビ郵便局ヲ除ク）ト同一デアルモノ	一　証券ノ支払場所カ日本銀行本店、支店又ハ代理店若ハ歳入代理店（郵便貯金銀行ノ営業所及ビ郵便局ヲ除ク）所在地ニ在ルモノ
二　［略］	二　［同上］
［②　略］	［②　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和九年三月三十一日から施行する。

○文部科学省令第三十二号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第六条の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

文部科学大臣　関　芳弘

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第二条中「二百五十回」を「三百五十回」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）及び関係法律の規定に基づき、並びに船員法を実施するため、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

国土交通大臣　井林　辰憲

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「、国籍」を「、国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に、「当該国」を「当該国又は地域（出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域をいう。第四項及び第六項において同じ。）」に改め、同条第三項中「国籍」を「国籍等」に改め、同条第四項及び第六項中「当該国」の下に「又は地域」を加える。

第三十三条第四項中「国籍」を「国籍等」に改める。

第一号書式第四表記載心得1及び第二号書式第六表から第八表まで中「国籍」を「国籍等」に改める。

第十一号の二書式中「Nationality」を「Nationality／Region」に改め、同書式記載心得1中「国籍」を「国籍等」に改め、同書式How to enter-I中「nationality」を「nationality or region」に改める。

第十二号書式記載心得2及び第十四号書式記載心得2中「国籍」を「国籍等」に改める。

第十六号書式第三表中「Nationality／Region」に改め、同書式の船員手帳受有者の心得3中「国籍」を「国籍等」に改め、同書式のNotice to the holder of this pocket ledger-3中「nationality」を「nationality／region」に改める。

第十六号の二書式第二表中記載心得7を記載心得8とし、記載心得2から記載心得6までを一ずつ繰り下げ、記載心得1の次に次の記載心得を加える。

2　外国人にあつては、本籍に代えてその国籍等を記載すること。

第二十二号書式、第二十二号の二の三書式、第二十二号の四の三書式から第二十二号の六書式まで、第二十二号の七の三書式及び第二十二号の八書式中「国籍」を「国籍等」に改める。